

大仙市商店街環境整備事業費補助金

1. 目的

商店街を訪れる人々の安全、安心、快適性を確保するため、商店街の照明設備（市が管理している以外の街路灯）の更新、修繕、撤去及び維持に要する経費に対して市が助成する。

2. 補助対象事業及び経費

①補修費

商店街団体（店舗数 10 店舗以上の地域における団体）が管理している既存の照明設備の更新、修繕または撤去に要する経費。

②維持費

商店街団体が管理する照明設備に係る電気料金
（補助金交付申請後最初の 3 月 31 日まで支払ったもの）。

3. 補助金の額

補助金の額は、下記により算出した額とする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

①補修費

- ア 照明設備の更新 補助対象経費の 2 分の 1 で、1 基当たり限度額 20 万円
 - イ 照明設備の修繕 補助対象経費の 2 分の 1 で、1 商店街団体当たり限度額 10 万円
 - ウ 照明設備の撤去 補助対象経費の 2 分の 1 で、1 基当たり限度額 10 万円
- ※ア、イ、ウを合計した補助金限度額は 1 商店街団体当たり 100 万円

②維持費

補助対象経費合計額の 2 分の 1 で、1 商店街団体当たり限度額 10 万円

4. 申請書類

申請内容により異なりますので、商工業・若者チャレンジ振興課までお問い合わせください。